

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得の見直し

資料 5

保険制度の改正について

地方税法施行令の改正に合わせ以下の改正を行う。

(1) 改正内容

課税限度額の引き上げ

基礎課税分 : 65万円 → 65万円 (変更なし)  
 後期高齢者支援金分 : 22万円 → **24万円(2万円増)**  
 介護保険分 : 17万円 → 17万円 (変更なし)  
 総 額 : 104万円 → **106万円**

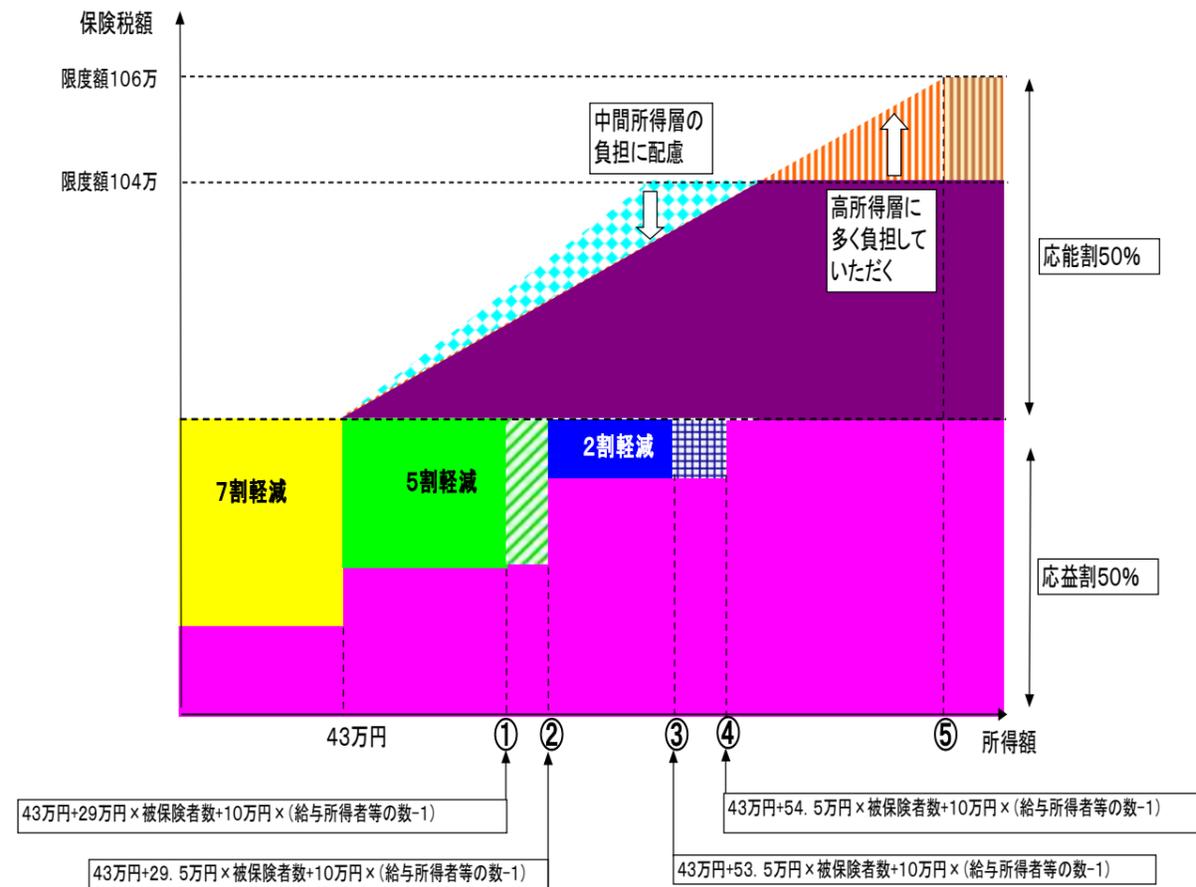
軽減の対象となる所得基準の引き上げ (5割・2割軽減対象者の拡大)

(i) 5割軽減

① 43万円 + 29万円 × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯  
 → ② 43万円 + **29.5万円** × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯

(ii) 2割軽減

③ 43万円 + 53.5万円 × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯  
 → ④ 43万円 + **54.5万円** × 加入者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯



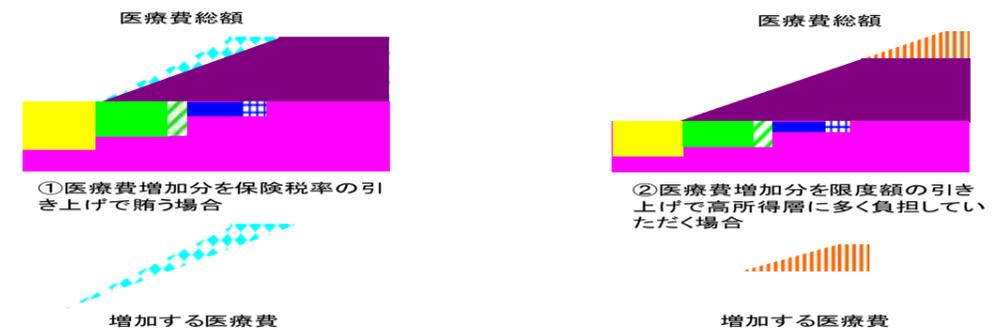
(2) 改正の理由

① 課税限度額の引き上げ

・コロナが感染法上の5類に分類され、経済もほぼ正常化している状態で、物価高や賃上げの傾向と団塊の世代の多くが75歳に到達して後期高齢者医療費が増加し、国保が負担する後期高齢者支援金も増加が見込まれる中で、保険税率の引き上げだけで必要な収入を確保しようとすると、高所得層の負担は変わらずに中間所得層を中心に負担を求める構造になります。高所得層に保険税を多く負担していただくことで、中間所得層の負担上昇に配慮した保険税率設定ができるよう、地方税法施行令が改正される予定のため、宮崎市としてそれに準ずる形をとるもの。

② 軽減の対象となる所得基準の引き上げ (5割・2割軽減対象者の拡大)

・経済動向等を踏まえ、物価の上昇に対応するため、軽減対象となる所得基準を引き上げる。



(3) 改正の影響

① 限度額世帯及び軽減世帯・人数の変動

(i) 課税限度額の引き上げ

[後期高齢者支援金分]: 限度額超過世帯数: 684世帯 → 567世帯 (117世帯減)  
 (世帯数 49, 857世帯) (1.37%) (1.14%)

(ii) 軽減の対象となる所得基準の引き上げ (5割・2割軽減対象者の拡大)

※軽減額については、県3/4・市1/4で負担する。

保険税の比較 (限度額・軽減判定所得)

○夫婦2人(40歳以上)と子ども1人(小学生)の3人世帯の場合(所得は夫のみ(給与所得))

世帯の総所得金額	改正後①	改正前②	比較(①-②)
① 1,300,000円	199,700円(5割)	199,700円(5割)	0円
② 1,315,000円	201,800円(5割)	249,200円(2割)	▲47,400円
③ 2,035,000円	349,200円(2割)	349,200円(2割)	0円
④ 2,065,000円	353,400円(2割)	385,000円(なし)	▲31,600円
⑤ 7,300,000円	1,060,000円(限度額)	1,040,000円(限度額)	20,000円

左表の①~⑤にあてはめた場合